

【浄化槽法】（抜粋）

（昭和五十八年五月十八日法律第四十三号）

最終改正：令和元年六月十九日公布（令和元年法律第四十号）

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項、第十二条の四第二項において同じ。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第一項、第十二条の四第二項、第五章、第四十八条第四項、第四十九条第一項及び第五十七条を除き、以下同じ。）及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、同項の届出が受理された日から二十一日（第十三条第一項又は第二項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては、十日）以内に限り、その届出をした者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次項の特定行政庁の権限に係るものについては、この限りでない。

3 特定行政庁は、第一項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

4 第一項の届出をした者は、第二項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る浄化槽工事に着手してはならない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事及び特定行政庁の通知を受けた後においては、この限りでない。

5 第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（都道府県知事に対する届出の経由に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

（設置後等の水質検査）

第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

2 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

（浄化槽管理者の義務）

第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし、

第十一条の二第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八条第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

第十条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日（当該浄化槽が第十二条の五第一項の設置計画に基づき設置された公共浄化槽である場合にあっては、当該公共浄化槽について第十二条の十一の規定による最初の届出があつた日）から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前条第二項に規定する政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、技術管理者を変更したときは、変更の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 浄化槽管理者に変更があつたときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

（定期検査）

第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

2 第七条第二項の規定は、前項本文の水質に関する検査について準用する。

（使用の休止の届出等）

第十一条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用の休止に当たつて当該浄化槽の清掃をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の使用の休止について都道府県知事に届け出ることができる。

2 浄化槽管理者は、前項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知つたときは、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の使用を再開した日又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知つた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第十一条の三 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（保守点検又は清掃についての改善命令等）

第十二条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術

管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、十日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

(定期検査についての勧告及び命令等)

第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項本文の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項本文の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(浄化槽台帳の作成)

第四十九条 都道府県知事は当該都道府県の区域（保健所を設置する市及び特別区の区域を除く。）に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称

二 第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の実施状況

三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。

3 前二項に規定するもののほか、浄化槽台帳に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(指定検査機関)

第五十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の業務を行う者を指定する。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、環境省令で定める事項を公示しなければならない。

3 第一項の指定の手続その他指定検査機関に関し必要な事項は、環境省令で定める。

附 則

(特定既存単独処理浄化槽に対する措置)

第十一条 都道府県知事は、既存単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）であつて、第十一条第二項の規定において準用する第七条第二項の規定による報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関し必要な事項は、環境省令で定める。
- 5 第三項の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

環境省関係浄化槽法施行規則(抜粋)

(昭和五十九年三月三十日厚生省令第十七号)

最終改正：令和二年二月七日公布（令和二年環境省令第三号）

(使用に関する準則)

第一条 浄化槽法（以下「法」という。）第三条第三項の規定による浄化槽の使用に関する準則は、次のとおりとする。

- 一 し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
- 二 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であつて、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
- 三 法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条の規定により浄化槽とみなされたもの（以下「みなし浄化槽」という。）にあつては、雑排水を流入させないこと。
- 四 浄化槽（みなし浄化槽を除く。第六条第二項において同じ。）にあつては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
- 五 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
- 六 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
- 七 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
- 八 通気装置の開口部をふさがないこと。
- 九 浄化槽に故障又は異常を認めるときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

(放流水の水質の技術上の基準)

第一条の二 法第四条第一項の規定による浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準は、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下であること及び浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が九十パーセント以上であることとする。ただし、みなし浄化槽については、この限りでない。

(保守点検の技術上の基準)

第二条 法第四条第七項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。
 - イ 第一条の準則の遵守の状況
 - ロ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
 - ハ 槽の水平の保持の状況
 - ニ 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
 - ホ 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況
 - ヘ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況
- 二 流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。

- 三 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。
- 四 ばつ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。
- 五 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。
- 六 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。
- 七 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再ばつ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。
- 八 ばつ気タンク、ばつ気室又はばつ気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。
- 九 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあつては、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。
- 十 平面酸化型二次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が付着しないようにすること。
- 十一 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十二 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。
- 十三 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十四 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。
- 十五 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- 十六 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- 十七 水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十八 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

（清掃の技術上の基準）

第三条 法第四条第八項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 多室型、二階タンク型又は変型二階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変型多室型腐敗室、単純ばつ気型二次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、全量とすること。
- 二 汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱窒槽又はばつ気タンク若しくはばつ気槽に移送した後の全量とすること。
- 三 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽の汚泥、スカム等の引き出しは、第一室にあつては全量とし、第一室以外の室にあつては適正量とすること。
- 四 二階タンク、沈殿分離槽、流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池、重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び消毒タンク、消毒室又は消毒槽の汚泥、スカム等の引き出しは、適正量とすること。

- 五 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、流路及びばつ気室の汚泥の引き出しは、張り水後のばつ気タンク、流路及びばつ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。
- 六 第一号から第五号までの規定にかかわらず、使用の休止に当たって清掃をする場合には、汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。
- 七 前各号に規定する引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行うこと
- 八 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床及び平面酸化型二次処理装置にあつては、ろ床の生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄すること。
- 九 地下砂ろ過型二次処理装置にあつては、ろ層を洗浄すること。
- 十 流入管きよ、インバート升、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。
- 十一 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、使用の休止に当たって清掃をする場合を除き、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。
- 十二 単純ばつ気型二次処理装置、流路、ばつ気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置型沈殿室の張り水には、水道水等を使用すること。
- 十三 使用の休止に当たって清掃をする場合には、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室及び沈殿分離槽の張り水には、水道水等を使用すること。
- 十四 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。
- 十五 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

(設置後等の水質検査の内容等)

第四条 法第七条第一項の環境省令で定める期間は、使用開始後三月を経過した日から五月間とする。

- 2 法第七条第一項の規定による設置後等の水質検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。
- 3 浄化槽管理者は、設置後等の水質検査に係る手続きを、当該浄化槽を設置する浄化槽工事業者に委託することができる。

(設置後等の水質検査の報告)

第四条の二 法第七条第二項の規定による報告は、毎月末までに、その前月中に実施した設置後等の水質検査について行わなければならない。

- 2 法第七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 設置後等の水質検査を行つた年月日
 - 二 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
 - 三 設置場所
- 4 法第十三条第一項又は第二項の認定を受けている浄化槽にあつては、当該浄化槽を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称
- 5 浄化槽工事及び保守点検を行つた者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行つた場合にあつては、当該清掃を行つた者の氏名又は名称を含む。）

六 設置後等の水質検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあつては、その原因を含む。）

（保守点検の時期及び記録等）

第五条 浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うものとする。

2 浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第十条第三項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

3 受託者は、前項ただし書の規定による保守点検の記録を交付しようとするとき（次項の規定により保守点検の記録に記載すべき事項を提供しようとするときを含む。）は、浄化槽管理者に対し、その内容を説明しなければならない。

4 受託者は、第二項ただし書の規定による保守点検又は清掃の記録の交付に代えて、第六項の定めるところにより、当該浄化槽管理者の承諾を得て、当該記録に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該受託者は、当該記録の交付をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織（受託者の使用に係る電子計算機と浄化槽管理者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 受託者の使用に係る電子計算機と浄化槽管理者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を電気通信回線を通じて浄化槽管理者の閲覧に供し、当該浄化槽管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出を行う場合にあつては、受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第三十六条及び第五十条において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

5 前項に規定する方法は、浄化槽管理者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

6 受託者は、第四項の規定により保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該浄化槽管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち受託者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た受託者は、当該浄化槽管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該浄化槽管理者に対し、保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該浄化槽管理者が再び前項の規定による承諾をした場合には、この限りではない。

8 浄化槽管理者は、第二項本文の規定により作成した保守点検若しくは清掃の記録又は同項ただし書の規定により交付された保守点検若しくは清掃の記録若しくは第四項に規定する電磁的方法により提供された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式により作成される保守点検又は清掃の記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）を三年間保存しなければならない。

9 受託者は、第二項ただし書の規定により作成した保守点検若しくは清掃の記録の写し又は第四項に規定する電磁的方法により作成された電磁的記録を三年間保存しなければならない。

（保守点検の回数の特例）

第六条 みなし浄化槽に関する法第十条第一項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	三月
	二 処理対象人員が二一人以上三〇〇人以下の浄化槽	二月
	三 処理対象人員が三〇一人以上の浄化槽	一月
分離接触ばつ気方式、分離ばつ気方式又は単純ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月
	二 処理対象人員が二一人以上三〇〇人以下の浄化槽	三月
	三 処理対象人員が三〇一人以上の浄化槽	二月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		六月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A三三〇二）」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。		

2 浄化槽に関する法第十条第一項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式又は脱窒ろ床接触ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月
	二 処理対象人員が二一人以上五〇人以下の浄化槽	三月
活性汚泥方式		一週
回転板接触方式、接触ばつ気方式又は散水ろ床方式	一 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	一週
	二 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（一に掲げるものを除く。）	二週
	三 一及び二に掲げる浄化槽以外の浄化槽	三月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A三三〇二）」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。		

- 3 環境大臣が定める浄化槽については、前二項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。
- 4 法第十一条の二第二項の規定による再開の届出に当たって保守点検が行われたときは、前三項の規定の適用については、これを法第十条第一項に基づく保守点検とみなす。
- 5 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前四項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

(清掃の回数の特例)

第七条 法第十条第一項の規定による清掃の回数は、全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね六月ごとに一回以上とする。

(技術管理者の資格)

第八条 法第十条第二項の規定による技術管理者の資格は、浄化槽管理士の資格を有し、かつ、同項に規定する政令で定める規模の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し二年以上実務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であることとする。

(報告の記載事項)

第八条の二 法第十条の二第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 浄化槽の規模
- 三 設置場所
- 四 設置の届出の年月日
- 五 使用開始年月日
- 六 法第十条第二項に規定する政令で定める規模の浄化槽にあつては、技術管理者の氏名

2 法第十条の二第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設置場所
- 三 変更後の技術管理者の氏名
- 四 変更年月日

3 法第十条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設置場所
- 三 変更前の浄化槽管理者の氏名又は名称
- 四 変更年月日

(期限の特例)

第八条の三 法第十条の二に規定する報告書の提出の期限が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条の二第一項に規定する地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

(定期検査の内容等)

第九条 法第十一条第一項の規定による定期検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。

2 浄化槽管理者は、定期検査に係る手続きを、当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う者に委託することができる。

(定期検査の報告)

第九条の二 第四条の二の規定は、法第十一条第二項において準用する法第七条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、第四条の二中「設置後等の水質検査」とあるのは「定期検査」と、同条第二項第五号中「浄化槽工事及び保守点検を行つた者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行つた場合にあつては、当該清掃を行つた者の氏名又は名称を含む。）」とあるのは「前回の定期検査（定期検査を受けたことのない浄化槽にあつては、設置後等の水質検査）の後に保守点検及び清掃を行つた者の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

(使用の休止の届出)

第九条の三 法第十一条の二第一項の規定による休止の届出は、様式第一号の届出書に、清掃の記録を添えて行うものとする。

(使用の再開の届出)

第九条の四 法第十一条の二第二項の規定による再開の届出は、様式第一号の二の届出書を提出することにより行うものとする。

(廃止の届出)

第九条の五 法第十一条の三の規定による届出は、様式第一号の三の届出書を提出することにより行うものとする。

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年 3月27日

条例第11号

改正 平成 7年 7月18日 条例第23号

平成10年 3月27日 条例第 8号

平成18年 3月24日 条例第16号

平成24年 3月21日 条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 営業区域（一の市町を単位とする区域をいう。以下同じ。）の数及び当該営業区域に係る市町名

(5) 営業所に置かれる第10条第2項に規定する浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が専任する営業区域に係る市町名

2 前項の申請書には、規則で定める場合を除き、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書面

(2) 第10条第3項に規定する器具の明細を記載した書面

(3) 営業区域ごとに浄化槽清掃業者と業務に関する提携がなされていること又はなされること
が確実であることを証する書面

(4) その他規則で定める書類

(登録の実施)

第4条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者及び営業区域を管轄する市町長に通知しなければならない。

3 何人も、知事に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第15条第2項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第15条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第15条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第10条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(営業区域に関する変更の登録)

第6条 浄化槽保守点検業者は、新たな営業区域を設けようとするときは、当該営業区域に関して知事の変更の登録を受けなければならない。

2 第3条、第4条第1項及び第2項並びに前条の規定(営業区域に関するものに限る。)は、前項に規定する変更の登録の申請、実施及び拒否について準用する。

(変更の届出等)

第7条 浄化槽保守点検業者は、前条第1項に規定する場合を除き、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第4条第1項及び第2項並びに第5条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出)

第8条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

(登録の抹消)

第9条 知事は、前条の規定による届出があった場合(同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。)又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(営業所の設置等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所を設置しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所に次に掲げる要件に該当する浄化槽管理士を置かなければならない。ただし、第3号に掲げる要件については、当該営業区域における浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 営業所ごとに専任であること。
- (2) 当該浄化槽保守点検業者の専属であること。

(3) 営業区域ごとに専任であること。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽の保守点検に必要な規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する営業所が生じたときは、2週間以内にこれらの規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

(業務の実施)

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、又は実地に監督させなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽の清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽管理者又は当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた当該浄化槽管理者に法第7条及び法第11条に規定する水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。

(浄化槽管理士証の携帯等)

第12条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯させなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検の業務に関する講習会を受けさせなければならない。

(標識の掲示)

第13条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第14条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、帳簿を備え、その業務に関して規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第15条 知事は、浄化槽の保守点検について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽保守点検業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第2条第1項若しくは第3項の登録又は第6条第1項の変更の登録を受けたとき。

(2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第6条第1項の変更の登録を受けずに新たな営業区域を設けたとき。

(4) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

3 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 第4条第2項の規定は、第2項の規定による処分をした場合に準用する。

(報告徴収、立入検査等)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に、その業務に関して報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第17条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者 35,000円の範囲内で規則で定める額

- (2) 第2条第3項の規定により登録を受けようとする者 30,000円の範囲内で規則で定める額
 - (3) 第6条第1項の規定により変更の登録を受けようとする者 20,000円の範囲内で規則で定める額
- (補則)

第18条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項若しくは第3項の登録又は第6条第1項の変更の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第2条第1項若しくは第3項の登録又は第6条第1項の変更の登録を受けた者
- (3) 第15条第2項の規定による命令に違反した者

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第4項の規定に違反して措置をとらなかった者
- (2) 第11条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第19条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3箇月を経過する日（その者がその日以前に第3条第1項の規定による申請書を提出した場合にあっては、第2条第1項の登録を受けた日）までの間は、第2条第1項の規定にかかわらず、引き続き当該浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則（平成7年7月18日条例第23号）

この条例は、行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号）の施行の日から施行する。

附 則（平成10年3月27日条例第8号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする登録について適用し、施行日前にした登録については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月24日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成24年3月21日条例第19号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和60年9月3日

規則第81号

改正	平成7年6月30日規則第44号	平成10年3月31日規則第34号
	平成13年1月5日規則第2号	平成13年3月30日規則第77号
	平成16年6月30日規則第59号	平成17年3月31日規則第19号
	平成24年3月30日規則第13号	平成24年7月6日規則第39号
	平成26年3月31日規則第19号	

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録の申請)

第2条 条例第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、同条第2項の有効期間の満了の日前30日までに条例第3条第1項の申請書を知事に提出しなければならない。

(登録申請書)

第3条 条例第3条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(登録申請書の添付書類)

第4条 条例第3条第2項の規定による規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める書類の添付を要しない。

- (1) 申請者が当該申請に係る営業区域において浄化槽清掃業者であることを証する書面その他生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため知事が必要と認める書類を添付した場合 条例第3条第2項第3号に規定する書面
- (2) 申請者が県内に住所を有する個人である場合 次条第2項第1号アに規定する住民票の抄本
- (3) 浄化槽管理士が県内に住所を有する個人である場合 次条第2項第4号に規定する住民票の抄本

全部改正〔平成16年規則59号〕、一部改正〔平成24年規則13号・39号〕

第5条 条例第3条第2項第1号の書面の様式は、様式第2号のとおりとし、同項第2号の書面の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 条例第3条第2項第4号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴を記載した書面
 - イ 申請者が条例第5条第1項第5号に規定する 未成年者（以下単に「未成年者」という。）である場合にあつては、その法定代理人の略歴を記載した書面（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員の略歴を記載した書面）
 - ウ イに規定する役員が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の略歴を記載した書面（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員の略歴を記載した書面）
- (2) 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 登記事項証明書及びその役員の略歴を記載した書面
 - イ アに規定する役員が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の略歴を記載した書面（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員の略歴を記載した書面）
- (3) 営業所の付近見取図

- (4) 浄化槽管理士の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴を記載した書面
- (5) 浄化槽管理士が浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書面
- (6) 浄化槽管理士が申請者の専属であることを証する書面
- (7) 事業計画書
- (8) 使用する浄化槽の保守点検に関する契約書の書式
- (9) 条例第 11 条第 3 項に規定する事項の実施の方法に関する書面

3 前項第 1 号アからウまで並びに第 2 号ア及びイの略歴を記載した書面の様式は、様式第 4 号のとおりとし、同項第 4 号の略歴を記載した書面の様式は、様式第 5 号のとおりとする。

一部改正〔平成 17 年規則 19 号・24 年 13 号〕

(登録簿)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項の浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）の様式は、様式第 6 号のとおりとする。

(登録の通知)

第 7 条 条例第 4 条第 2 項（条例第 6 条第 2 項及び条例第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する申請者への通知は、浄化槽保守点検業者登録証（様式第 7 号）の交付をもって行うことができる。

一部改正〔平成 24 年規則 13 号〕

(登録簿の謄本の交付又は閲覧)

第 8 条 条例第 4 条第 3 項の規定により登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求をしようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付・閲覧請求書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、登録簿の閲覧に供するため、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設けるものとする。

3 知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、閲覧所の場所その他閲覧に関して必要な事項を告示するものとする。

(営業区域に関する変更の登録申請書等)

第 9 条 条例第 6 条第 2 項において準用する条例第 3 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 9 号のとおりとする。

2 第 5 条第 2 項の規定（営業区域に関するものに限る。）は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(変更の届出等)

第 10 条 条例第 7 条第 1 項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更届出書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事項を変更したとき 個人にあっては住民票の抄本（県内に住所を有する個人に係るものを除く。）又はこれに代わる書面、法人にあっては登記事項証明書
- (2) 条例第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を変更したとき 登記事項証明書（法人が営業所の所在地を変更したときに限る。）
- (3) 条例第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる事項を変更したとき 条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定する書面（役員に関するものに限る。）及び第 5 条第 2 項第 2 号ア又はイに規定する書面
- (4) 条例第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる事項を変更したとき 第 5 条第 2 項第 4 号から第 6 号までに規定する書面

一部改正〔平成 16 年規則 59 号・17 年 19 号・24 年 13 号〕

(廃業等の届出)

第 11 条 条例第 8 条の規定により廃業等の届出をしようとする者は、廃業等届出書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。

(営業所の設置)

第 12 条 条例第 10 条第 1 項の規定により、営業所は、次に定めるところにより設置しなければならない。

- (1) 県内（保健所を設置する市の区域を含む。）に設置すること。
- (2) 当該営業区域において浄化槽の保守点検を速やかに行うことができる範囲内に設置すること。

(器具)

第 13 条 条例第 10 条第 3 項の規定による規則で定める器具は、別表のとおりとする。

(水質に関する検査の報告)

第 14 条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた当該浄化槽管理者から、当該浄化槽に係る浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 7 条及び法第 11 条に規定する水質に関する検査に係る結果について、報告を求めなければならない。

(浄化槽管理士証)

第 15 条 条例第 12 条第 1 項の規定による規則で定める浄化槽管理士証は、環境大臣又は環境大臣が指定する者の発行する浄化槽管理士であることを証する書面とする。

一部改正〔平成 13 年規則 2 号〕

(講習会の受講)

第 16 条 条例第 12 条第 2 項の規定により、浄化槽保守点検業者は、次に掲げる事項について知事が別に指定する者が実施する講習会を条例第 2 条第 2 項の有効期間ごとに 1 回以上受けさせなければならない。

- (1) 汚水処理の技術に関する事項
- (2) 安全衛生に関する事項
- (3) その他浄化槽の保守点検に必要な事項

(標識)

第 17 条 条例第 13 条の標識の様式は、様式第 12 号のとおりとする。

(帳簿の備付け等)

第 18 条 条例第 14 条の規定により、次の表の左欄に掲げる帳簿を備え、それぞれ同表の右欄に掲げる期間保存しなければならない。

区分	期間
浄化槽保守点検基本帳簿	契約終了の日から 3 年を経過する日まで
浄化槽保守点検記録帳簿	浄化槽の保守点検を行った日から 3 年を経過する日まで

2 浄化槽保守点検基本帳簿の様式は、様式第 13 号のとおりとし、浄化槽保守点検記録帳簿の様式は、様式第 14 号のとおりとする。

一部改正〔平成 24 年規則 13 号〕

(立入検査員証)

第 19 条 条例第 16 条第 3 項の証明書の様式は、様式第 15 号のとおりとする。

(手数料)

第 20 条 条例第 17 条第 1 号の規定による規則で定める額は、35,000 円とし、同条第 2 号の規定による

規則で定める額は、30,000円とし、同条第3号の規定による規則で定める額は、20,000円とする。

(申請者の経由)

第21条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類(第8条に規定するものを除く。)は、主たる営業所(主たる営業所が保健所を設置する市の区域にある場合にあつては、主たる営業区域)を管轄する県民局長又は県民センター長を経由しなければならない。

一部改正〔平成10年規則34号・13年77号・24年13号・26年19号〕

別表(第13条関係)

- (1) 温度計 (2) 透視度計 (3) 水素イオン濃度指数測定器具
- (4) 溶存酸素濃度測定器具 (5) 汚泥沈でん試験器具
- (6) 残留塩素測定器具 (7) 亜硝酸性窒素測定器具
- (8) スカム及び汚泥厚測定器具 (9) 汚泥採取用器具
- (10) 携帯用顕微鏡 (11) 自吸式ポンプ (12) 携帯用換気ファン
- (13) 携帯用照明器具 (14) 水準器

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

(収入証紙条例施行規則の一部改正)

2 収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例又は手数料規則以外の法令に基づく手数料の項中4の9の4の10とし、4の4から4の8までを4の5から4の9までとし、4の3の次に4の4として次のように加える。

4の4 浄化槽保守点検業の登録申請手数料、更新登録申請手数料及び変更登録申請手数料

附 則(平成7年6月30日規則第44号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第34号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第2号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第77号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月30日規則第59号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第13号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第39号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第7条及び第11条の規定は、平成25年7月8日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第19号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

事務連絡
平成19年8月29日

各都道府県・政令市
浄化槽行政主管課（室）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室

浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項の施行について

日ごろから浄化槽行政につきまして御配慮いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条第1項及び第11条第1項に基づく浄化槽の水質に関する検査（以下「法定検査」という。）の項目、方法その他必要な事項について、その内容を「浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項」（平成19年8月29日環境省告示第64号。以下「告示」という。）により定めることとしました。告示については、本日公布され、平成19年10月1日から施行されることになっており、取扱いについては、下記の点に留意していただきますよう、御協力をお願いします。

記

第1 告示の規定について

告示は、法定検査の項目、方法その他必要な事項を規定したものであり、当該規定については、平成7年6月20日付け衛浄第33号の厚生省生活衛生局水道環境部長通知その他の法定検査に係る通知（以下単に「通知」という。）に示されている法定検査に係る内容等を変更したものではありません。

また、告示に規定されていない法定検査に係る事項については、第2に示す見直しが行われるまで通知に示されている規定により運営されたいこと。

第2 法定検査の見直しについて

浄化槽法の一部を改正する法律（平成17年法律第47号）において、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）による浄化槽からの放流水の水質基準が設けられたこと等、浄化槽に係る法制度面での措置が相当程度行われてきたこと等を踏まえ、法定検査についても、早期にその項目、方法等を見直す必要があると考えられること。

また、法第11条第1項に規定する水質に関する検査については、BODを導入することによる効率的な検査を実施する都道府県及び指定検査機関が相当程度出てきたところであるが、このような検査の事例が一定程度出てきた現在の段階で、その方法の標準化を図ることも検討する必要があると考えられること。

これらにより、環境省においては、今後、法定検査の見直しに関する検討を行い、告示の改正も含めた法定検査の見直しを行う予定であること。

○環境省告示第六十四号

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）第四条第二項及び第九条第一項の規定に基づき、浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項を次のように定める。

平成十九年八月二十九日

環境大臣 鴨下 一郎

浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項

(検査)

第一条 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する水質に関する検査（以下「第七条検査」という。）及び法第十一条第一項に規定する水質に関する検査（以下「第十一条検査」という。）は、浄化槽の設置及び維持管理の状況についての外観検査（以下「外観検査」という。）、浄化槽の放流水等についての水質検査（以下「水質検査」という。）並びに浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況についての書類検査（以下「書類検査」という。）とする。

(第七条検査)

第二条 第七条検査の外観検査は、次の各号に掲げる項目について、浄化槽の設置の状況の観察、浄化槽の内部の目視その他必要な方法により行うものとする。

- 一 設置状況
- 二 設備の稼働状況
- 三 水の流れ方の状況
- 四 使用の状況
- 五 悪臭の発生状況
- 六 消毒の実施状況
- 七 蚊、はえ等の発生状況

2 第七条検査の水質検査は、次の各号に掲げる項目について、別表に掲げる方法により行うものとする。

- 一 水素イオン濃度
- 二 活性汚泥沈殿率（活性汚泥方式の浄化槽に限る。）
- 三 溶存酸素量（環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第一条第三号に規定するみなし浄化槽のうち散水ろ床方式及び腐敗タンク方式であるものを除く。）
- 四 透視度
- 五 塩化物イオン濃度（規則第一条第三号に規定するみなし浄化槽に限る。）
- 六 残留塩素濃度（放流水の消毒に塩素剤を使用する浄化槽に限る。）
- 七 生物化学的酸素要求量

3 第七条検査の書類検査は、浄化槽管理者が保存している保守点検及び清掃の記録その他参考となる書類について行うものとする。

(第十一条検査)

第三条 第十一条検査の外観検査は、前条第一項各号に掲げる項目について、浄化槽の設置の状況の観察、浄化槽の内部の目視その他必要な方法により行うものとする。

2 第十一条検査の水質検査は、前条第二項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる項目について、別表に掲げる方法により行うものとする。

3 第十一条検査の書類検査は、浄化槽管理者が保存している保守点検及び清掃の記録その他参考となる書類について行うものとする。

4 第十一条検査は、当該検査を行う地域を管轄する都道府県知事が認める場合には、当該検査の一部（前条第二項第七号の項目についての検査を除く。）を行わないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に第十一条検査における第二条第二項第七号の項目について検査を行っていない場合には、当分の間、引き続き当該項目について検査を行わないことができる。

別表 水質検査の方法

1 水素イオン濃度

次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。

一 ガラス電極法

イ 試料の採取

消毒タンク、消毒室又は消毒槽（以下「消毒槽等」という。）に入る直前の処理水を流水状態で採取する。

ロ 器具及び試験操作

日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）の12.1に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

なお、試験操作は、検水中に電極を浸し、pH計の指針が安定したときのpH値を読み取ることにより測定するものとし、また、1回の測定をもって測定値とすることで差し支えない。

二 比色法

イ 試料の採取

消毒槽等に入る直前の処理水を流水状態で採取する。

ロ 試薬及び器具

(1) BCP 溶液

ブロムクレゾールパープル 0.1g に 0.02mol / L 水酸化ナトリウム溶液 9.25mL を加えて溶かし、蒸留水を加えて 250mL としたもの

(2) BTB 溶液

ブロムチモールブルー 0.1g に 0.02mol / L 水酸化ナトリウム溶液 8mL を加えて溶かし、蒸留水を加えて 250mL としたもの

(3) PR 溶液

フェノールレッド 0.1g に 0.02mol / L 水酸化ナトリウム溶液 14.1mL を加えて溶かし、蒸留水を加えて 500mL としたもの

(4) TB 溶液

チモールブルー 0.1g に 0.02mol / L 水酸化ナトリウム溶液 10.75mL を加えて溶かし、蒸留水を加えて 250mL としたもの

(5) BCP 標準比色液

(6) BTB 標準比色液

(7) PR 標準比色液

(8) TB 標準比色液

(9) 比色管

ハ 試験操作

検水 5mL を標準比色液の容器と同径の比色管に採り、検水の水素イオン濃度が pH 値で 5.4 以上 6.4 以下の場合には BCP 溶液、6.5 以上 7.2 以下の場合には BTB 溶液、7.3 以上 8.2 以下の場合には PR 溶液、8.3 以上 9.4 以下の場合には TB 溶液をそれぞれ 0.25mL 加えて混合し、直ちに発色した溶液の色を BCP 標準比色液、BTB 標準比色液、PR 標準比色液又は TB 標準比色液とそれぞれ比色して、該当する標準比色液から検水の水素イオン濃度を求める。

2 活性汚泥沈殿率

イ 試料の採取

ばっ気タンク、ばっ気室、ばっ気槽等（以下「ばっ気槽等」という。）の混合液をばっ気状態で採取する。

ロ 器具及び試験操作

日本工業規格 B9944 の 5. 6 の（3）に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

なお、検査に用いるメスシリンダーは、内径約 6.5cm とし、材質はプラスチックでも差し支えない。

3 溶存酸素量

イ 試料の採取

溶存酸素測定容器を用いる方法による場合は、ばっ気槽等、接触ばっ気室、接触ばっ気槽、回転板接触槽等において、溶存酸素量が適正に保持されているか否かを評価し得る部位の水を採取する。

ロ 器具及び試験操作

規格の 3 2. 3 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

なお、溶存酸素測定容器を用いる方法のほか、イに掲げる部位に隔膜電極を挿入して測定する方法によることができる。

4 透視度

イ 試料の採取

消毒槽等に入る直前の処理水を流水状態で採取する。

ロ 器具及び試験操作

規格の 9 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

なお、透視度計は、必要に応じ、50cm 又は 100cm のものを使用する。

5 塩化物イオン濃度

次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。

一 イオン電極法

イ 試料の採取

洗浄水及び消毒槽等に入る直前の処理水を流水状態で採取する。

ロ 器具及び試験操作

規格の 3 5. 2 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

二 硝酸銀滴定法

イ 試料の採取

洗浄水及び消毒槽等に入る直前の処理水を流水状態で採取する。

ロ 試薬及び器具

（1）クロム酸カリウム溶液

クロム酸カリウム 50g を蒸留水約 200mL に溶かし、赤い沈殿が生じるまで硝酸銀溶液(5W / V %)を加え、ろ過して得た溶液に蒸留水を加えて 1 L としたもの

(2) 0.01mol / L 硝酸銀溶液

硝酸銀 1.7g を蒸留水に溶かして 1 L としたもの

この溶液は、褐色びんに入れて保存する。

なお、次の操作により 0.01mol / L 硝酸銀溶液の力価(f)を求める。

0.01mol / L 塩化ナトリウム標準液 25mL を白磁皿又はビーカーに採り、クロム酸カリウム溶液 0.2mL を指示薬として加え、0.01mol / L 硝酸銀溶液を用いて微だいたい色が消えずに残るまで滴定する。別に、同様に操作して空試験を行い、補正した 0.01mol / L 硝酸銀溶液の mL 数(a)から次式により力価を算定する。 $f = 25 / a$

ここで、0.01mol / L 塩化ナトリウム標準液とは、600 °C で約 60 分間加熱乾燥し、デシケーター中で放冷した日本工業規格 K8005 の 9. 3 に掲げる塩化ナトリウム 0.584g を蒸留水に溶かして 1 L としたものとする。

(3) 白磁皿又はビーカー

(4) 褐色ビュレット

ハ 試験操作

試料から適正量の検水を白磁皿又はビーカーに採り、蒸留水を加えて 50mL とし、クロム酸カリウム溶液 0.5mL を指示薬として加え、0.01mol / L 硝酸銀溶液を用いて微だいたい色が消えずに残るまで滴定し、これに要した 0.01mol / L 硝酸銀溶液の mL 数(b)を求め、次式により検水の塩化物イオン濃度を算定する。

塩化物イオン濃度(mg / L) = $(b - c) \times f \times \{1000 / \text{検水の量(mL)}\} \times 0.355$

この式において、f は 0.01mol / L 硝酸銀溶液の力価を表し、c は蒸留水を用いて検水と同様に操作したときに要した 0.01mol / L 硝酸銀溶液の mL 数を表す。

6 残留塩素濃度

イ 試料の採取

消毒槽等の出口における放流水を流水状態で採取し、直ちに検査する。

ロ 試薬、器具及び試験操作

規格の 3 3. 2 に掲げる試薬、器具及び試験操作に基づき検査する（ただし、遊離残留塩素及び結合残留塩素それぞれの濃度の測定は要しない。）。

なお、必要に応じて、50mL 以外の比色管その他規格の 3 3. 2 に掲げる試薬又は器具と同等の試薬又は器具を用いて検査することができる。この場合において、50mL 以外の比色管を用いるときは、検水及び試薬の量は、比色管の容量の比に応じて調整する。

7 生物化学的酸素要求量

イ 試料の採取

消毒槽等に入る直前の処理水を流水状態で採取する。

ロ 器具及び試験操作規格の 2 1 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

浄化槽法罰則規定

(昭58.5.18 法律第43号) (昭60.10.1 施行)

法律違反に対する罰則規定

R 2. 4. 1 改正分まで

条 項	違 反 内 容	適用条項	罰 則
5条 第1項	浄化槽設置（構造若しくは規模の変更）の無届又は虚偽の届出	63条第1号 ※	3ヶ月以下の懲役又は 50万円以下の罰金
5条 第3項	特定行政庁への浄化槽の設置又は変更が建築基準法に抵触し、計画の変更又は廃止命令に違反	63条第2号 ※	同上
5条 第4項	5条第2項に規定する期間を経過しないで浄化槽工事を施工した場合（届出受理後21日）	64条第1号 ※	30万円以下の罰金
7条の2 第3項	設置後等の水質検査の受検拒否者の命令違反	66条の2	30万円以下の過料
10条 第2項	政令で定める規模の浄化槽（501人以上）について浄化槽管理者が技術管理者を置かない場合	64条第2号 ※	30万円以下の罰金
11条の2 第1項	浄化槽管理者が当該浄化槽の使用の休止について、虚偽の届出をした場合	68条第1号	5万円以下の過料
11条の2 第2項	浄化槽管理者が使用の再開の届出をせず（30日以内）、又は虚偽の届出をした場合	68条第2号	同上
11条の3	浄化槽管理者が当該浄化槽の使用を廃止して届出をせず（30日以内）、又は虚偽の届出をした場合	68条第2号	同上
12条 第2項	浄化槽の保守点検又は清掃の技術上の基準に違反した当該浄化槽管理者等への改善命令違反	62条※	6ヶ月以下の懲役又は 100万円以下の罰金
12条の2 第3項	定期検査の受検拒否者の命令違反	66条の2	30万円以下の過料
12条の8 第3項	規定による命令に違反した者	64条第3号 ※	30万円以下の罰金
12条の10 第1項	規定に違反して承認を受けずに排水設備を設置した者	64条第4号 ※	同上
12条の11	規定の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	68条第2号	5万円以下の過料
12条の12 第1項	規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	64条第5号 ※	30万円以下の罰金
12条の15 第6項	規定に違反して土地の立ち入りを拒み、又は妨げた者	64条第6号 ※	同上
12条の16 第1項	規定に違反して排水設備の使用を廃止した者	64条第7号 ※	同上
12条の16 第2項	規定の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	68条第2号	5万円以下の過料
13条 第1項	国土交通大臣の浄化槽型式認定を受けた以外の浄化槽を製造した者	59条第1号 ※	1年以下の懲役又は 150万円以下の罰金
14条 第3項	認定の変更事項の届出をせず又は虚偽の届出をした者	67条第1号	20万円以下の過料
17条 第1項	浄化槽製造業者が浄化槽型式認定に係る国土交通省令で定める表示を付さなかった場合	64条第8号 ※	30万円以下の罰金
17条 第2項	17条第1項に規定する場合を除くほか、同項の表示又は紛らわしい表示をした場合	64条第9号 ※	同上
17条 第3項	17条第1項の表示を付したものの以外の浄化槽を輸入	59条第2号 ※	1年以下の懲役又は 150万円以下の罰金
21条 第1項 第3項	知事の登録を受けずに浄化槽工事業を営んだ者又は、登録の有効期間満了後に知事の登録を受けずに浄化槽工事業を営んだ者若しくは、不正な手段により知事の登録を受けた者	59条第3号 及び第4号 ※	同上

25条 第1項	浄化槽工事業者が登録の申請に変更が生じても届出をせず(30日以内)又は虚偽の届出をした場合	67条第1号	20万円以下の過料
26条	浄化槽工事業者が廃業等の届出をせず(30日以内)又は虚偽の届出をした場合	67条第1号	同上
28条 第1項	浄化槽工事業者で登録の抹消を受けた場合その旨を注文者に通知しなかった場合	67条第2号	同上
29条 第2項	浄化槽工事業者が浄化槽設備士に欠員を生じ2週間以内に必要な措置をとらなかった場合	64条第10号 ※	30万円以下の罰金
29条 第3項	浄化槽工事業者が浄化槽設備士又はその資格を有する浄化槽工事業者自ら実地の監督なしで施工した場合	64条第11号 ※	同上
30条	浄化槽工事業者が営業所、工事現場に国土交通省令で定める事項の標識を掲げなかった場合	67条第3号	20万円以下の過料
31条	浄化槽工事業者が帳簿を備えず、帳簿に記載せず又は虚偽の記載、帳簿を保存しなかった場合	64条第12号 ※	30万円以下の罰金
32条 第2項	浄化槽工事業者が登録の取り消し、事業の全部若しくは一部の停止命令に違反した場合	59条第5号 ※	1年以下の懲役又は150万円以下の罰金
33条 第3項	建設業法に基づく建設業者で浄化槽工事業を開始したとき届出を(遅滞なく)しなかった場合若しくは、届出した事項に変更があった時又は廃業した時(遅滞なく)又は虚偽の届出をした場合	67条第1号	20万円以下の過料
35条 第1項	浄化槽清掃業の営業区域を管轄する市町村長の許可を受けずに営んだ場合又は、不正な手段により市町村長の許可を受けた場合	59条第6号 及び第7号 ※	1年以下の懲役又は150万円以下の罰金
37条	浄化槽清掃業者が申請書等に変更を生じたとき届出をせず(30日以内)又は虚偽の届出をした場合	67条第1号	20万円以下の過料
38条	浄化槽清掃業者が廃業等の届出をせず(30日以内)又は虚偽の届出をした場合	67条第1号	同上
39条	浄化槽清掃業者が営業所に環境省令で定める事項の標識を掲げなかった場合	67条第3号	同上
40条	浄化槽清掃業者が帳簿を備えず、帳簿に記載せず虚偽の記載又は帳簿を保存しなかった場合	64条第12号 ※	30万円以下の罰金
41条 第2項	浄化槽清掃業者が許可の取り消し、事業の全部若しくは一部の停止命令に違反した場合	59条第5号 ※	1年以下の懲役又は150万円以下の罰金
42条 第3項	浄化槽設備士が国土交通大臣からの免状の返納命令に違反した場合	67条第4号	20万円以下の過料
44条	浄化槽設備士以外の者が浄化槽設備士又はこれに紛らわしい名称を用いた場合	64条第14号 ※	30万円以下の罰金
45条 第3項	浄化槽管理士が環境大臣からの免状の返納命令に違反した場合	67条第4号	20万円以下の過料
47条	浄化槽管理士以外の者が浄化槽管理士又はこれに紛らわしい名称を用いた場合	64条第14号 ※	30万円以下の罰金
53条 第1項	行政庁の求めに対し報告をせず又は虚偽の報告をした場合(管理者、製造業者、工事業者、清掃業者、保守点検業又は浄化槽管理士、指定検査機関)	64条第15号 ※	同上
53条 第2項	行政庁の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に答弁せず若しくは虚偽の答弁をした場合	64条第16号 ※	同上
附則11条 第3項	特定既存単独処理浄化槽に対する措置に係る命令違反	附則11条 第5項※※	同上

※ 罰則66条両罰規定が適用される条項

※※ 附則11条第6項両罰規定が適用される

浄化槽の監督に関する規定

条文	監督権者	対象者	監督権限を行使する場合	監督権限の内容
第7条の2	都道府県知事 (政令市長を含む)	浄化槽管理者	浄化槽法第7条第1項の施行に関して必要があると認めるとき	7条検査の受検を確保するために必要な指導、助言
			浄化槽法第7条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき	7条検査の受検勧告
			正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったとき	勧告に係る措置を取るべきことを命令
第12条	都道府県知事 (政令市長を含む)	浄化槽管理者 浄化槽保守点検業者 浄化槽管理士 浄化槽清掃業者 技術管理者	生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき	浄化槽の保守点検または浄化槽の清掃について必要な助言、指導、勧告
			浄化槽の保守点検の技術上の基準または浄化槽の清掃の技術上の基準にしたがって浄化槽の保守点検または浄化槽の清掃が行われていないと認めるとき	浄化槽の保守点検または浄化槽の清掃について必要な改善措置命令、浄化槽管理者に対する使用停止命令
第12条の2	都道府県知事 (政令市長を含む)	浄化槽管理者	浄化槽法第11条第1項の規定の施行に関して必要があると認めるとき	11条検査の受検を確保するために必要な指導、助言
			浄化槽法第11条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき	11条検査の受検勧告
			正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったとき	勧告に係る措置を取るべきことを命令
第18条	国土交通大臣	浄化槽製造業者	不正の手段により認定を受けたとき等	型式認定の取り消し
第32条	都道府県知事 (政令市長を含む)	浄化槽工事業者	生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき	浄化槽工事について必要な指示
			指示にしたがわず情状特に重いつき等	登録の取り消し、事業停止命令
第41条	市町村長	浄化槽清掃業者	生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき	浄化槽の清掃について必要な指示
			指示にしたがわず情状特に重いつき等	許可の取り消し、事業停止命令
第42条第3項	国土交通大臣	浄化槽設備士	浄化槽法または同法に基づく処分に違反したとき	免状の返納命令
第45条第3項	国土交通大臣	浄化槽管理士		
第53条	当該行政庁 (都道府県知事等)	浄化槽管理者 浄化槽製造業者 浄化槽工事業者 浄化槽清掃業者 浄化槽保守点検業者 浄化槽管理士等	浄化槽法の施行に必要なとき	報告徴収
			浄化槽法を施行するため特に必要があると認めるとき	立入検査

出典：(財)日本環境整備教育センター、浄化槽管理士講習テキスト・浄化槽の維持管理

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

住宅に係る尿尿浄化槽の処理対象人員の算定基準について（通知）

尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法は、昭和44年建設省告示第3184号により、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」（以下「処理対象人員算定基準」という。）に定めるところによるものとされているところです。

処理対象人員算定基準では、「2. 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書（以下「処理対象人員算定基準2のただし書」という。）で「建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料等を基にしてこの算定人員を増減することができる」とされています。

これにより、「兵庫県浄化槽設計・施工上の運用指針」の「4. 人員算定及び設計水量・水質の算定基準」では、「増改築を伴わないが自主的に既設のみなし浄化槽を浄化槽^{※1}に取り替える場合等、既存建築物の最大日実績汚水量から算定した日計画汚水量が指導要綱^{※2}別表1による設置しようとする浄化槽の日平均汚水量を下回る場合」等であって、「最大日実績汚水量は、処理対象人員算定基準2のただし書を考慮しない場合の指導要綱^{※2}別表1による日平均汚水量の2分の1以上とする」場合に処理対象人員算定基準2のただし書を適用することができることとしています。

この「増改築を伴わないが自主的に既設のみなし浄化槽を浄化槽^{※1}に取り替える場合等」の解釈について、下記のとおりとしますので、通知します。

なお、本件は、兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課と協議済みであることを申し添えます。

記

「増改築を伴わないが自主的に既設のみなし浄化槽を浄化槽^{※1}に取り替える場合等」には、「住宅の実居住人員^{※3}が4人以下^{※4}であって、自主的に既設のくみ取便所を浄化槽^{※1}を設けた水洗便所に取り替える場合（増築又は改築を伴う場合にあっては、これらに係る床面積の合計が既存建築物の延べ面積の2分の1を超えない場合に限る。）」が含まれる。

なお、この場合の合併処理浄化槽の処理対象人員の算定例については、別紙を参照してください。

- ※1 合併処理浄化槽
- ※2 兵庫県浄化槽指導要綱
- ※3 居住人員が増加した場合の増加後の実居住人員を含む
- ※4 台所、浴室及び便所が2箇所以上ある延べ面積200㎡以上の2世帯住宅等に処理対象人員が7人の合併浄化槽を設ける場合にあっては、住宅の実居住人員が6人以下

自主的に既設のくみ取便所を合併処理浄化槽を設けた水洗便所に取り替える場合の合併処理浄化槽の処理対象人員の算定例（一戸建ての住宅の場合）

1 算定（判定）方法

$$W_a \geq W_{mp}$$

W_a : 日平均汚水量 (m³/戸・日)

W_{mp} : 最大日実績汚水量から算定した日計画汚水量 (m³/戸・日)

W_{mp} は、次の(1)及び(2)のうちいずれか多いものとする。

$$(1) W_{mp1} = \frac{\text{既存建築物の過去3年分程度の使用水量の最大量 (m}^3\text{/戸・月)}}{\text{日数 (日/月)}} \times \frac{200 \text{ (リットル)}}{150 \text{ (リットル)}}$$

注) W_{mp1} は、水洗便所とすることにより増加する水道使用量等を考慮したものとする。
また、実居住人員の増加に伴う水道使用量等を考慮したものとする。

$$(2) W_{mp2} = \frac{\text{下表の日平均汚水量 (リットル/戸・日)}}{2 \times 1,000}$$

表

番号	建築用途			処理対象人員		日平均汚水量及び水質 (BOD)		排水時間	
				算定式	算定単位	浄化槽			
						日平均汚水量	BOD		
2	住宅 施設 関係	イ	住宅	$A < 150\text{m}^2$	$n = 5$	n : 人員 (人) A : 延べ面 積(m ²)	1,000リットル/ 戸・日	200ミリグラム/ リットル	12
				$150\text{m}^2 \leq A$	$n = 7$		1,400リットル/ 戸・日		
				(2世帯等) $200\text{m}^2 \leq A$	$n = 10$		2,000リットル/ 戸・日		

兵庫県浄化槽指導要綱 別表1を抜粋・一部改変

2 算定例

【条件】

- ・既存建築物の用途 : 一戸建ての住宅 (実居住人員: 2人 (現在)、4人 (予定))
- ・既存建築物の延べ面積 : 160 m² (表では、7人 (1,400リットル/戸・日))
- ★合併浄化槽の処理対象人員 (日平均汚水量) : 5人 (1,000リットル/戸・日)
- ・既存建築物の過去3年分の使用水量の最大量 : 9 m³/月 (9月分)
(使用水量には、井戸水のものを含む。)

【算定】

$$W_{mp1} = 9 \div 30 \text{ (日)} \times 200/150 \div 2 \text{ (人)} \times 4 \text{ (人)} = 0.8 \text{ (m}^3\text{/戸・日)}$$

$$W_{mp2} = 1,400 \div (2 \times 1,000) = 0.7 \text{ (m}^3\text{/戸・日)}$$

$$W_{mp} = \max (W_{mp1}, W_{mp2}) = 0.8 \text{ (m}^3\text{/戸・日)} \dots \dots \dots \textcircled{1}$$

$$W_a = 1,000 \text{ (リットル/戸・日)} \div 1,000 = 1.0 \text{ (m}^3\text{/戸・日)} \dots \dots \dots \textcircled{2}$$

【結論】

①, ②より、 $W_a \geq W_{mp}$ であることから、建築基準法施行令第35条の規定に適合するものであって、処理対象人員が5人の合併処理浄化槽を設けることができる。

各指定性能評価機関の長
各承認性能評価機関の長 } 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

構造方法等の認定に関する運用改善について

平成22年6月に施行された建築確認手続き等の運用改善により建築確認手続きの円滑化が図られつつあるものの、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」（平成22年9月閣議決定）において「必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案をとりまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる」とこととされるなど、建築確認手続き等の一層の円滑化への要請に応えることが求められています。

このため、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号。以下「法」という。）第68条の26に規定する構造方法等の認定について、下記のとおり、技術開発の促進を図るための弾力的な運用及び新たな試験を要しない性能評価の推進に努めるようお願いするとともに、軽微な変更に係る運用の明確化により、建築確認手続き等の一層の円滑化を図ることとしたので通知いたします。

記

第1 大臣認定の運用の弾力化について

使用実績のない特殊な材料・構造方法の採用を円滑化し、技術開発を促進するため、法第20条第1号に基づく国土交通大臣の認定について、次のとおり弾力的に運用することとしたので、これを踏まえ、的確な性能評価の推進に努めるようお願いする。

- ・材料の特殊性と個々の建築計画を一体的に評価する等の個別認定の弾力化を図る。
- ・特殊な材料・構造方法について一定の設計ルールが整備されれば、個々の建築物ごとに認定を受けなくとも当該材料・構造方法の活用が可能となるよう、一定の設計ルールに基づく認定（一般認定）の対象を拡充する。

第2 新たな試験を要しない性能評価について

建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号。以下「規則」という。）第11条の2の3第5項第1号において、「既に構造方法等の認定のための審査

に当たって行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価を受ける場合」の手数料が規定されているところであるが、建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号。以下「令」という。）第20条の7第2項から第4項までの規定に基づく国土交通大臣の認定に係る性能評価についても、これに該当するものがありうることに留意の上、的確な性能評価の推進に努めるようお願いする。

第3 軽微な変更に係る運用の明確化について

規則第11条の2の3第5項第2号において、「既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合」の手数料が規定されているところであるが、以下の各分野における国土交通大臣の認定に係る「既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの」の運用については、次のとおりとする。

(1) 構造分野について

①時刻歴応答解析性能評価（法第20条第1号の認定に係る評価）

建築物の応答性状に与える影響が小さい変更であって、変更前の計画と比べて構造耐力上支障がないことが法第20条第1号に規定する構造計算（時刻歴応答計算）の結果によらずに確認できるものなど、変更前の計画と比べて明らかに安全上支障がないもの。具体的には、次のような事例が想定される。

- ・床、間柱（水平力を負担しないものに限る。）、小梁、非耐力壁、外装材その他これらに類する部材に係る変更で、当該変更によって固定荷重が大幅に変わらない変更
- ・屋上工作物、塔屋、設備機器等に係る変更で、当該変更によって固定荷重が大幅に変わらない変更
- ・建築物の部分的な用途変更で、当該変更によって積載荷重が大幅に変わらない変更
- ・柱、大はり、耐力壁、ブレース、基礎（梁）、杭、制振部材、免震材料等の変更で変更前より安全側となる変更、又は若干数の変更で十分に安全の範囲内となる変更
- ・施工計画又は現況地盤のばらつきに伴う十分に安全の範囲内となる変更で、当該変更により建築物の応答性状に与える影響が小さい変更
- ・高さが60メートルを超える建築物と一体となった低層部に係る変更で、当該変更により建築物の応答性状や保有水平耐力等に与える影響が小さい変更
- ・構造図の記号の変更及び構造性能に影響のない特記仕様書の変更

(2) 防火分野について

①耐火性能評価（令第108条の3第1項第2号の認定に係る評価）

防火区画の位置の変更がないものであって、平成12年建設省告示第1433号（耐火性能検証法の告示）に基づき検証を行った部分について、同告示の規定により、変更前の計画と比べて防火上支障がないことが計算結果によらずに確認できるものなど、変更前の計画と比べて明らかに防火上支障がないもの。具体的には、次のような事例が想定される。

a) 火災性状の予測において安全側の変更となる変更

- ・火災室内の可燃物の総発熱量が同等以下となる変更
- ・収納可燃物の単位床面積当たりの発熱量が同等以下となる変更
- ・内装用建築材料及び下地の発熱量が同等以下となる変更

b) 主要構造部の耐火性能が同等以上となる変更

- ・1時間の耐火性能を有する柱から2時間の耐火性能を有する柱への変更等、平成12年建設省告示第1399号（耐火構造の告示）又は耐火構造の大臣認定の仕様であって、耐火時間が同等以上となる仕様への変更

②避難安全性能評価（令第129条の2第1項の認定に係る評価及び令第129条の2の2第1項の認定に係る評価）

避難経路に変更がないものであって、平成12年建設省告示第1441号（避難安全検証法の告示）に基づいて検証を行った部分について、同告示の規定により、変更前の計画と比べて防火上支障がないことが計算結果によらずに確認できるものなど、変更前の計画と比べて明らかに防火上支障がないもの。具体的には、次のような事例が想定される。

- ・熱を感知して閉鎖する20分の遮炎性能を有する防火設備から煙を感知して閉鎖する1時間の遮炎性能を有する防火設備等、開口部の遮煙性及び遮炎性が同等以上の部材への変更
- ・収納可燃物の単位面積当たりの発熱量及び在館者密度が同等以下、かつ、歩行速度が同等以上となる変更

(3) 設備分野について

①浄化槽性能評価（令第35条第1項の認定に係る評価）

昭和55年建設省告示第1292号（合併処理浄化槽の告示）に基づいて検証を行った部分について、同告示の規定により、変更前の計画と比べて衛生上支障がないことが実験結果によらずに確認できるものなど、変更前の計画と比べて明らかに衛生上支障がないもの。具体的には、次のような事例が想定される。

- ・凝集槽における凝集剤を変更前と同等以上の凝集機能を確保できる薬剤への変更
- ・消毒槽における消毒剤を変更前と同等以上の消毒作用を確保できる薬剤への変更

- ・既に認定を受けた浄化槽に係る処理対象人員の上限を拡大しようとする場合における当該浄化槽と相似の形状の変更

②エレベーターのかご及び主要な支持部分についての評価（令第129条の4第1項第3号の認定に係る評価）

主要な支持部分等のうち摩損又は疲労破壊により強度の低下が生じるおそれのない部分であって、平成12年建設省告示第1414号（強度検証法の告示）に基づき検証を行っている部分について、同告示の規定により、変更前の計画と比べて安全上支障がないことが計算結果によらずに確認できるものなど、変更前の計画と比べて明らかに安全上支障がないもの。具体的には、次のような事例が想定される。

- ・段差解消機におけるかごの床板及びいすの材質や形状の変更で変更後の強度が同等以上となる変更
- ・いす式階段昇降機におけるかごの床板及びいすの材質や形状の変更で変更後の強度が同等以上となる変更

③戸開走行保護装置（令第129条の10第4項の認定に係る評価）

昇降機性能評価業務方法書に基づいてブレーキの構造及び特定距離感知装置等部品の形状や構造について評価を行う部分であって、同業務方法書の評価基準により、変更前の計画と比べて安全上支障がないことが試験結果によらずに確認できるものなど、変更前の計画と比べて明らかに安全上支障がないもの。具体的には、次のような事例が想定される。

- ・かご戸スイッチ、乗場戸スイッチ、ブレーキ電源遮断用電磁接触器、特定距離感知装置、制御盤、油付着防止構造、つま先保護板等の形状や構造の変更

事務連絡
平成13年 4月 2日

各県民局 建築課長 様

県土整備部まちづくり局建築指導課長

県民局再編に伴う「浄化槽に関する調書」の取扱いについて

県民局の再編に伴い、浄化槽に関する業務が保健所から県民局の環境課に移管されたことにより、これまで確認申請又は計画通知に添付されていた建築基準法第93条第4項の規定による「浄化槽に関する調書」（以下「調書」という）については、次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

1. 「調書」の送付先は環境課とする。
2. 「調書」の送付先名は保健所長とし、変更しないものとする。
3. 浄化槽について環境課から意見があった場合は保健所長からの意見とみなすこととする。

なお、浄化槽法第5条に基づく「設置届」については環境課を経由して、建築課長あて送付されますので、念のため申し添えます。

関 係 保 健 所 長
各関係土木事務所長等 様

生活文化部環境局環境整備課長
県土整備部まちづくり局建築指導課長

集合排水処理施設等の取扱いについて（通知）

農業集落排水処理施設等（農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、コミュニティー・プラント及び小規模集合排水処理施設をいう。）について、浄化槽法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の設置等の届出（以下「浄化槽設置届」という。）及び建築基準法第88条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認申請の適切な運用を図るため、農業集落排水処理施設等については、下記のとおり取り扱うものとなりましたので通知します。

なお、本通知に伴い、平成8年3月28日付け環整第638号及び建指第2414号に「集落排水による浄化槽の申請について（通知）」は廃止します。

記

- 1 農業集落排水処理施設等は、浄化槽法の適用を受けるため、浄化槽設置届を必要とする。
ただし、市町が設置するコミュニティー・プラントについては、浄化槽法上の浄化槽に該当しないため、同法の適用は受けない。
- 2 農業集落排水処理施設等に機械室等の上屋がある場合は、建築基準法における建築物として取り扱う。
- 3 機械室等に上屋がなく、都市計画区域内にある農業集落排水等は、建築基準法第88条第2項の工作物（同法施行令第138条第3項第5号）に該当する。

（解説）

土木事務所等用

	建築基準法上の手続き		浄化槽法上の手続き
	機械室等の上屋がある場合	機械室に上屋がない場合	
都市計画区域内	建築物の確認申請（工作物の確認申請は不要）	工作物の確認申請	浄化槽設置届出
都市計画区域外	建築物の確認申請（規模等により不要の場合有）	—————	浄化槽設置届出

環 整 第 499号
建 指 第 2566号
平成12年 3月31日

各 保 健 所 長
各 土 木 事 務 所 長
県 下 特 定 行 政 庁 様
(神戸市・尼崎市・姫路市を除く。)

兵庫県生活文化部環境局長
兵庫県まちづくり部長

一般住宅用浄化槽等の人員算定方法の改正について (通知)

住宅用(共同住宅を除く)浄化槽等の人員算定については、平成12年3月17日付けで日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」が改正されました。これによる兵庫県の取扱いについては、平成12年3月6日付け環整第472号及び建指第2325号にて既に予告した下記の内容のとおりとします。

ただし、施行日については、同通知のなかで基準改正日としていましたが、平成12年4月1日と改めることとし、施行日までに受け付けたものについては適用外とします。

記

- 1 一般住宅用浄化槽の人員算定は次のとおりとする。

$A < 150 \text{ m}^2$ の場合は $n = 5$

$150 \text{ m}^2 \leq A$ の場合は $n = 7$

n : 処理対象人員 (人)

A : 延べ面積 (m^2)

ただし、台所、浴室及び便所が2箇所以上の2世帯住宅等の場合

$200 \text{ m}^2 \leq A$ の場合は $n = 10$ とする。

- 2 宅地分譲地(建築物の床面積が未定の場合)の人員算定は次のとおりとする。

$B < 150 \text{ m}^2$ の場合は 5人/区画

$150 \text{ m}^2 \leq B$ の場合は 7人/区画

B : 敷地面積 (m^2)

環 整 第 500号
建 指 第 2567号
平成12年 3月31日

各 保 健 所 長
各 土 木 事 務 所 長 様

生活文化部環境局環境整備課長
まちづくり部建築指導課長

一般住宅用浄化槽の人員算定における取扱いについて (通知)

一般住宅用浄化槽の人員算定については、平成12年3月31日付け環整第499号及び建指第2566号にて通知したところですが、既設浄化槽の取扱い等について下記のとおり定めましたので通知します。

記

- 1 既設の浄化槽が設置されている住宅を増改築する場合

増改築が過半を超えない場合は、増改築後の延べ面積が 150 m^2 以上であっても書面にて申告された実居住人員が4人以下の場合は既設活用を認めるものとする。(ただし、小型合併浄化槽に限る。)

- 2 小規模住宅における実居住人員の考慮

$130 \text{ m}^2 \leq A < 150 \text{ m}^2$ については、当分の間、設置者より実人員を書面にて申告させるものとし、同人員が5人以上の場合は7人槽とする。

- 3 (省 略)

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例

平成 11 年 12 月 20 日条例第 53 条
(最終改正令和 2 年 6 月 18 日)

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例をここに公布する。

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に定める市町が処理することとする。

(略)

18 建築基準法等に基づく事務

事務	市町
(1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第 15 条第 1 項の規定による届出の受理に関する事務 イ 法第 15 条第 2 項の規定による届出の受理に関する事務 ウ 法第 15 条第 4 項の規定による建築統計の作成に関する事務（ア及びイの届出に基づくものに限る。）	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市
(2) 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知に係る建築物の敷地に関する地域地区等の調査に関する事務 イ 法又は建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）の規定により知事又は建築主事に提出される書類の受理に関する事務であって別に規則で定めるもの ウ 法の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの	各市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市を除く。）

一部改正〔平成 12 年条例 14 号・31 年 7 号〕

(略)

63 浄化槽法に基づく事務

事務	市町
浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第 5 条第 1 項の規定による届出の受理に関する事務 (2) 法第 5 条第 2 項の規定による勧告に関する事務 (3) 法第 5 条第 4 項ただし書の規定による通知に関する事務 (4) 法第 7 条第 2 項（法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理に関する事務 (5) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定による指導及び助言に関する事務 (6) 法第 7 条の 2 第 2 項の規定による勧告に関する事務 (7) 法第 7 条の 2 第 3 項の規定による命令に関する事務 (8) 法第 10 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による報告の受理に関する事務 (9) 法第 11 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出の受理に関する事務 (10) 法第 11 条の 3 の規定による届出の受理に関する事務 (11) 法第 12 条第 1 項の規定による助言、指導及び勧告に関する事務	芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市

<ul style="list-style-type: none"> (12) 法第 12 条第 2 項の規定による命令に関する事務 (13) 法第 12 条の 2 第 1 項の規定による指導及び助言に関する事務 (14) 法第 12 条の 2 第 2 項の規定による勧告に関する事務 (15) 法第 12 条の 2 第 3 項の規定による命令に関する事務 (16) 法第 12 条の 5 第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関する事務 (17) 法第 49 条第 1 項の規定による浄化槽台帳の作成に関する事務 (18) 法第 49 条第 2 項の規定による情報の提供の要求に関する事務 (19) 法第 53 条第 1 項の規定による報告の徴収に関する事務（(1)から(18)まで及び(21)から(23)までに掲げる事務に係るものに限る(20)において同じ。） (20) 法第 53 条第 2 項の規定による立入検査及び質問に関する事務 (21) 法附則第 11 条第 1 項の規定による助言及び指導に関する事務 (22) 法附則第 11 条第 2 項の規定による勧告に関する事務 (23) 法附則第 11 条第 3 項の規定による命令に関する事務 	
--	--

一部改正〔平成 12 年条例 14 号・17 年 78 号・25 年 7 号・29 年 29 号・令和 2 年 5 号〕

(以下略)

各保健所長
各土木事務所長
阪神県民局都市住宅部参事 様
北摂整備局土木部長

保健環境局部長
都市住宅部長

浄化槽の設置に係る放流同意について（通知）

放流同意については、旧「し尿浄化槽の事務処理要領」では、設置同意書の添付を義務付けておりましたが、（ただし、昭和51年1月28日付建指第568号及び環整第240号でこれを絶対要件としないようにする旨通知）昭和60年10月1日から施行した「浄化槽指導要綱」では、これを廃止し、県として原則的に放流同意は不要としたところです。

この度、標記のことについて、厚生省及び建設省からそれぞれ別添写しのとおり通知がありました。本通知の内容は、本県における現行の取扱と変わりありませんが、地域の特殊事情により、放流同意書の添付を指導している場合があります。このような場合にあっても、本通知の趣旨を御理解いただき、下記を踏まえ、なお一層不必要な放流同意書の添付を求めるような行政指導を行うことがないように特に御留意願います。

おって、保健所にあつては、関係土木事務所等と協議の上、貴管下市町等に対して周知方よろしくお願いします。

記

地域住民に対して浄化槽に関する正しい知識の普及を図るとともに、小型合併処理浄化槽の設置を積極的に推進して、不合理な「放流同意」の解消に努めること。

建設省住指発第409号
昭 和 63 年 10 月 27 日

特定行政庁建築主務部長 殿

建設省住宅局建築指導課長

し尿浄化槽の設置に係る放流同意について

公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境の保全に対する社会的要請が近年高まっているが、これに的確にこたえるためには、し尿と生活雑排水とを併せて処理する合併浄化槽の普及促進を図ることが重要である。しかしながら、し尿浄化槽の設置に係る建築確認の申請に際して、水利権者、近隣住民等からし尿浄化槽の処理水を公共用水域等に放流することの同意を得たことを証する書面（以下「放流同意書」という。）の提出を求められることが多く、合併浄化槽の普及の障害になるとともに、設置者に過度の負担を強いることとなっている。

もとより、建築確認の申請の際に放流同意書の提出を義務付けることが違法であることは、いうまでもない。

しかし、地域の特殊事情により、し尿浄化槽の設置者と水利権者、近隣住民等との調整を行政指導として行わざるを得ない場合もあると思われるが、その場合には、下記の事項に留意し、し尿浄化槽の設置に関して遺憾なきよう努められたい。

記

1. 建築確認の申請の際に放流同意を添付することは義務付けられていないことをし尿浄化槽の設置者に明らかにすること。
2. し尿浄化槽の設置者が過度の負担を強いられることのないようにすること。
3. 小規模小型合併浄化槽に代表される高度の処理性能を有する合併処理浄化槽の設置は、未処理の生活雑排水が放流される場合に比較し、公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境の保全に著しく効果があることを周知徹底すること。

環 整 第 515 号
建 指 第 528 号
昭和61年10月 1日

各 土 木 事 務 所 長
阪 神 県 民 局 都 市 住 宅 部 参 事 様
北 摂 整 備 局 土 木 部 長

保 健 環 境 局 部 長
都 市 住 宅 部 長

処 理 対 象 人 員 が 50 人 以 下 の 合 併 浄 化 槽 の 取 扱 い に つ い て (通 知)

浄化槽の指導については、平素から格別の御配慮を願っているところであります。

さて、このたび、みだしのことについて、今後は下記のとおり取り扱うこととしましたので留意されるとともに、関係業者への周知方よろしくお願ひします。

また、運用の際には、保健所との調整を今後ともさらに十分されますよう併せてよろしくお願ひします。

記

処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する場合は、次の通りとする。

1. 小型合併処理浄化槽（昭和55年建設省告示1292号第8の規定に基づき建設大臣が指定した50人以下の浄化槽をいう。）によることを原則とする。

————— (中略) —————

なお、本通知にともない、昭和58年11月25日付環第397号及び建指第484号の通知の記以下を次のように改める。

「下水道の都市計画決定がなされている区域のものにおいては、市町の環境衛生行政上の参考意見を基に、当該一団の敷地の各敷地に小型合併処理浄化槽 ——— (中略) ——— を設置するものとする。

また、前記の区域にかかわらず当該一団の処理対象人員（浄化槽指導要綱第1表による人員で算出した人員）が200人以下のものにおいては市町の環境行政上の意見を基に同様の扱いができるものとする。

なお、各敷地の小型合併浄化槽等は、当該一団の敷地の処理対象人員に基づく排水基準に適合する必要があることを念のため申しそえます。

法定検査料金

【浄化槽法第7条に規定する検査料金】

処理対象人員	浄化槽(注1)	みなし浄化槽(注2)
20人以下	12,600円	11,600円
21～ 50人	15,700円	12,600円
51～ 100人	18,800円	14,700円
101～ 300人	26,000円	22,900円
301～ 500人	29,100円	26,000円
501～1000人	32,200円	29,100円
1001人以上	36,300円	33,200円

◆消費税はかかりません

【浄化槽法第11条に規定する検査料金】

処理対象人員	浄化槽	みなし浄化槽
20人以下	5,700円	※5,500円
21～ 50人	8,100円	6,900円
51～ 100人	11,500円	8,100円
101～ 300人	17,300円	15,000円
301～ 500人	19,700円	17,300円
501～1000人	23,100円	19,700円
1001人以上	26,600円	23,100円

◆消費税はかかりません

- 1 上記の法定検査料金は兵庫県知事が定めた料金です。
- 2 平成13年4月1日に浄化槽法が一部改正され名称が次のとおりとなりました。
注1 浄化槽(従来の合併処理浄化槽を示します)
注2 みなし浄化槽(従来の単独処理浄化槽を示します)
- 3 兵庫県告示第326号により、平成15年4月1日から法第11条検査に係るみなし浄化槽(20人槽以下)の法定検査料金(※)が上記の料金に改正されました。
- 4 法第7条検査料金のうち単独処理浄化槽(みなし浄化槽)については、浄化槽法の改正により平成13年4月1日から新設は認められておりません。

平成3年4月1日 『兵庫県告示第404号』

平成15年4月1日付け一部改正 『兵庫県告示第326号』